



## 物価高騰の影響を受ける市内事業者を支援します

物価高騰の長期化により影響を受ける市内事業者の経営安定を図るため、以下の支援を行います。

### ■事業所生産性向上等支援事業

▶**対象** 市内で製造業を営んでおり、以下の(ア)・(イ)いずれかに該当し、かつ①～④すべてに該当する者

(ア)新商品の開発・商品改良に取り組もうとする者

(イ)物価高騰の影響により設備投資に支障が生じている中で、生産性向上、効率化、安定化の実現に向けて取り組もうとする者

①今後も事業継続の意思がある者

②市税の滞納がない者

③市内事務所などで使用する設備を導入または改修する者

④12月28日(月)までに事業完了後の実績報告書を提出できる者

▶**対象経費** 商品または製品の製造に直接資する機械設備などの導入・改修にかかる経費(汎用性のある事務用機器〈パソコン、タブレット、プリンターなど〉や一般的な事務備品、車両などを除く)

▶**補助率** 対象経費の1/2以内

▶**上限額** 設備導入…1事業者当たり200万円  
設備改修…1事業者当たり100万円 ※併用可

### ■米加工品製造業緊急支援事業

▶**対象** 以下のすべてに該当する者

◇米加工品(菓子、味噌、清酒など)の製造を業とする者

◇市内に主たる拠点を有し、令和7年9月時点において1年以上事業実績がある者

◇自ら原料米の仕入れおよび米加工品の製造を行っている者

◇市税の滞納がない者

▶**対象経費** 原料米の仕入単価上昇分に基づき、次の方法で算定した額となります。

・令和7年9月からの1年間に仕入れた原料米の平均単価(1俵あたり)と前年同時期の平均単価との差額

▶**補助率** 対象経費の1/2以内

▶**申請期限** 12月28日(月)

### ■トラック運送事業者経営安定化支援事業

▶**対象** 以下のすべてに該当する者

◇市に本社を置く法人または住所を有する個人事業主

◇秋田県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金の交付決定を受けている者

◇市税などの滞納がない者

◇能代市以外の市町村などから類似する助成金等の交付を受けていない者

▶**交付額**

普通貨物自動車…1台当たり7,500円

軽貨物自動車…1台当たり2,000円

▶**申請期限** 12月28日(月)

▶**いずれも**

▶**申請・問合せ** 商工労働課 Tel89-2186

※この事業は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。

▶**支給時期** 支給確認書を市で受理してから3週間程度で口座振込します。

▶**提出期限** 4月30日(木)まで

※配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難しているなど、特別な事情で住民登録している場所とは別の場所に居住している場合は、担当までご相談ください。

▶**問合せ** 食料品価格高騰対策給付金担当  
Tel89-2925

※この給付金は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。



## 食料品価格高騰対策給付金を支給します

食料品価格の物価高騰の影響を踏まえ、市民の方々の負担軽減を図るため、食料品価格高騰対策給付金を支給します。

▶**対象者** 令和8年1月1日時点で能代市に住民登録されている方

▶**給付金額** 1人当たり8,000円

※給付金は、令和8年1月1日時点の世帯主の方に、世帯員の方の分を含めて支給します。

▶**申請方法** 世帯主の方に2月末までに「支給のお知らせ」または「支給確認書」を送付します。

◇「お知らせ」が届いた方…申請手続きは不要です。

◇「支給確認書」が届いた方…必要事項を記載のうえ、提出してください。



## 3月は自殺対策強化月間です

3月から4月は、進学や進級、就職、転勤など生活環境が大きく変化し、ストレスや不安を抱えやすい時期です。ストレスを感じたら、休憩をとって心身を休めたり、悩みや不安を抱えたときは、ひとりで悩まず、周囲の人や各種相談機関に早めに相談しましょう。

また、身近な人が悩んでいることに気づいたら、声をかけてゆっくり話を聴き、必要に応じて適切な相談機関につなぐことも大切な取り組みです。

▶**問合せ** 健康づくり課 Tel58-2838

### つらい時には相談しましょう

不安な気持ちを誰かに話すことで、気持ちが和らぐことがあります。身近な信頼できる人や以下の相談窓口へご相談ください。

◇**健康づくり課** 心の相談電話 Tel58-3699  
(平日8時30分～17時15分)

◇**能代保健所** 精神保健相談や、精神科医師による相談(予約制) Tel55-8023

※その他の相談窓口については、市ホームページからご確認ください。



## 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当を支給します

次に該当する方には申請により手当が支給されます。ご希望の方は必ず事前にお問い合わせください。

### ■特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に政令で定める程度の障がいがある児童の保護者の方が対象です。障がいの程度に応じて1級または2級として認定されます。ただし、障がいを理由に年金を受給できる児童や児童福祉施設などの入所児童は対象外です。

▶**令和8年度支給額(月額)**

1級(重度) 58,450円 2級(中度) 38,930円

### ■障害児福祉手当

20歳未満で、身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする方が対象です。ただし、社会福祉施設などに入所している場合や、障害を理由とする公的年金を受けられる場合は対象外です。

▶**令和8年度支給額(月額)** 16,560円



## 市制20周年記念式典を開催します

3月21日(土)に新能代市が誕生して20周年を迎えます。20年という節目を市民の皆さまとお祝いするため、記念式典を開催します。多くの市民の方々のご来場をお待ちしています。

▶**日時** 3月21日(土) 13時30分～(13時開場)

▶**場所** 能代市文化会館大ホール

▶**内容** 民俗芸能の披露や能代松陽高校書道部による書道パフォーマンスなど

▶**問合せ** 総務課 Tel89-2113

※申し込みは不要です。出席を希望される方は、当日、開始時間までに会場にお越しください。



### ■特別障害者手当

20歳以上で、身体または精神に重度の障がい重複している、またはそれと同程度の方で、在宅での日常生活において常に特別の介護を必要とする方が対象です。ただし、社会福祉施設などの入所者や病院などに3カ月を超えて入院している方は対象外です。

▶**令和8年度支給額(月額)** 30,450円

※いずれも所得制限や、各手当の認定には診断書などによる審査があります。詳しくはお問い合わせください。

▶**いずれも**

▶**申請・問合せ** 福祉課 Tel89-2153



特別児童扶養手当



障害児福祉手当



特別障害者手当